

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後					改正前				
(罰則) 第10条 次の各号の <u>いずれか</u> に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(4) ……略…… 2 ……略…… 別表第2（第3条～第7条関係） 1～7 ……略…… 8 立川基地跡地昭島地区整備計画区域					(罰則) 第10条 次の各号の <u>一</u> に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(4) ……略…… 2 ……略…… 別表第2（第3条～第7条関係） 1～7 ……略…… 8 立川基地跡地昭島地区整備計画区域				
計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限	計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
公的利用 B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 地方公共団体が管理する運動施設内の公衆便所、更衣室及び管理事務所その他これらに類するもの 2 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項		20メートル						

に規定する河川管理施設									
公的 利用 C地 区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 ごみ焼却場 2 前項の規定による建築物に附属するもの 3 その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの	1,000平方メートル	30メートル	計画図に示す7号壁面にあつては、1メートル以上	公的 利用 地区 A	次に掲げる建築物以外の建築物 1 ごみ焼却場 2 前項の規定による建築物に附属するもの 3 その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの	1,000平方メートル	30メートル	計画図に示す6号壁面にあつては、1メートル以上
略	……略……	…略…	…略…	……略……	略	……略……	…略…	…略…	……略……
備考	……略……				備考	……略……			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

